

令和6年10月分
(12月支給分)
から

児童手当

の制度が
変わります

制度改革の主なポイント

01 支給対象児童を高校生年代(※1)まで延長

15歳になる年度の
3月末まで

改正後

18歳になる年度の
3月末まで

02 所得に関係なく支給されます

所得制限あり

改正後

所得制限なし

03 支給月が変わります

年3回支給
10・2・6月
4か月分ずつ支給

改正後

年6回支給
12・2・4・6・8・10月
2か月分ずつ支給

04 3人目以降のお子さんの
支給額が増えます[多子加算]

3人目以降は
1人につき
月額15,000円

改正後

3人目以降は1人につき
月額30,000円

高校生年代のお子さん
から年齢順に1人目、2人目
と数え、小学生以下のお
子さんが3人目以降となる
場合に[多子加算]を適用

大学生年代(※2)のお子さん
から年齢順に1人目、2人目
と数え、高校生年代以下
のお子さんが3人目以降となる
場合に[多子加算]を適用

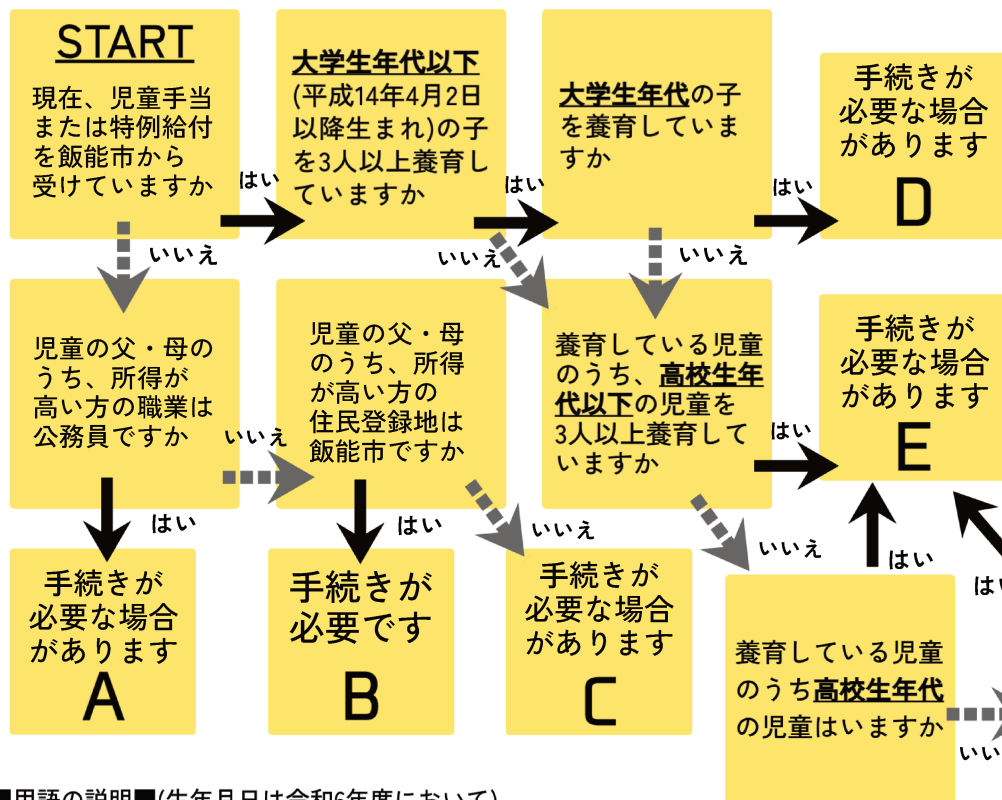
制度改革後の支給月額〈1人につき〉

	3歳未満	3歳以上18歳になる年度の 3月末まで
第1子・第2子	15,000円	10,000円
第3子以降	30,000円	30,000円

大学生年代のお子さんから年齢順に1人目、2人目と数え、高校生年代以下のお子さんが3人目以降となる場合には、月額30,000円になります。

申請が必要？迷ったら

児童手当制度改革 診断チャート



手続きが必要な方はこちら

- A 詳細は勤務先(所属庁)へお問い合わせください。
- B 同封した[児童手当認定請求書]等を提出してください。
- C 児童の父・母のうち所得が高い方の住民登録地にお問い合わせください。
- D 養育の状況により、支給額が増額となる場合があります。大学生年代の子がいる場合は、同封した[監護相当・生計費の負担についての確認書]を提出してください。
- E 制度改革に伴う支給額の増額は自動更新で行いますので、原則手続きは不要です。
ただし、高校生年代の児童を児童手当の対象児童として登録していない場合は、申請が必要です。[額定請求書]を提出してください。別居している場合は[別居監護申立書]も提出してください。

■用語の説明■(生年月日は令和6年度において)

(※1)高校生年代...平成18年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方。在学していない場合も含まれます。

(※2)大学生年代...平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方で、児童手当の受給者が生活費等を経済的に負担している方。在学していない場合も含まれます。

詳細は表面の二次元コード
から飯能市ホームページを
ご覧ください。

飯能市 こども支援部 こども支援課

〒357-8501 飯能市大字双柳1番地の1

TEL 042-973-2111(代) (平日8:30~17:15)

FAX 042-973-2120

MAIL jido@city.hanno.lg.jp